

2019年5月8日改正

## ニーオルスン基地管理運営規約

国立極地研究所（以下「研究所」という。）・国際北極環境研究センター（以下「センター」という。）は、日本人研究者およびその共同研究者がニーオルスン基地（以下「基地」という。）を利用して、調査研究を円滑に実施するために、以下の規約を定める。

### 法律の適用について

1. スバルバル条約の結果、スピッツベルゲン島はノルウェーの統治権下にあり、ニーオルスンは、スバルバルガバナー（*Sysselmannen i Svalbard*）の統治下に置かれる。したがって、ノルウェー国の法律が適用される。
2. 特に環境規制は最近厳しくなっており、これを遵守する。
3. 基地は、キングスベイ会社（*Kings Bay AS*、以下「KB」という。）によって所有、管理されている。

### ニーオルスン観測調整会議（NySMAC）

4. ニーオルスン観測調整会議（*Ny-Alesund Science Managers Committee*、以下「NySMAC」という。）は、ニーオルスンでの科学研究活動を調整し、ニーオルスンを国際的に認知された北極研究拠点としてその機能を高め、各国間の共同研究の振興と研究上の問題点を解決することを目的としている。NySMACの委員は、各国の研究者や基地マネージャーからなり、議長はそこから選出される。*Norwegian Polar Institute*（ノルウェー極地研究所）が事務局を務める。
5. 国際北極環境研究センター長（以下「センター長」という。）は、NySMACへの代表者を任命する。NySMAC代表者は、ニーオルスンに関する研究活動の調整のため、日本からの質問・要望等をNySMAC等関連会議に出席して伝えるとともに、会議内容をセンターに報告する。

### 基地利用申請

6. 基地の利用にあたっては、利用者は観測チームリーダーを定め、センターに利用申請を行う。観測チームリーダーは、観測チーム全体の安全確保に努める。
7. センターは、研究者からの基地申し込みの対応、審査を行う。基地の最終的な使用許可はセンター長が行う。
8. 審査では、研究所教職員との共同研究であること、観測の規模、大型研究機器の設置や

大規模な環境攪乱の有無、SSF (Svalbard Science Forum)への登録が完了しているかを  
確認し、センターで申請内容を詳細に検討する。大規模プロジェクトの場合は、ヒアリン  
グを要請する場合がある。

単独滞在の申請については、申請者の基地利用経験、利用する季節、利用期間等を考慮  
して、許可しない場合がある。

9. 学生の単独滞在は一切許可しない。
10. 報道関係者等が共同研究以外の目的で基地を利用することは原則許可しない。
11. センターは、基地利用申請を許可した場合には、KB に基地利用許可を連絡する。観  
測チームリーダーはセンターから利用許可を受けたのち、KB のホームページ  
(<http://www.kingsbay.no/>) で、ロングイヤービンーニーオルスン間の航空機の座席予約、  
ニーオルスン滞在期間、ホッキョクグマに対する安全講習などの登録をしなければなら  
ない。

#### 基地代表者

12. 基地に基地代表者をおく。基地代表者は、基地を利用する日本人観測チームの行動、  
基地内の生活、安全などに注意を払う。
13. 基地代表者は、観測チームの規模、調査期間の長短を考慮しつつ、センターにより任  
命される。
14. センターによって任命された基地代表者(複数の調査・研究パーティが重複する期間、  
基地に滞在する場合も含む)は、対外的には基地を代表する。
15. 基地代表者は、定例会議に出席し、他の研究機関や KB との連絡に務める。

#### 緊急時の対応

16. 観測チームが何らかの事故等に遭遇した場合、観測チームリーダー (または同行者)  
は、ただちに KB およびセンターに連絡する。KB には watch man が 24 時間体制で  
勤務しており、連絡先は基地内に掲示してある。センターへの連絡は、基地内に掲示して  
ある電話番号に連絡すると同時にメールでも行う。

#### 研究調査区と環境保全

17. 基地を利用する観測チームの現地における環境保全および他国との調査区の調整に関  
しては、センターが行う。
18. 研究調査区の設定および観測機器の設置は、センターの承認なしには実施できない。  
研究調査区および設置機器類は、研究が終了した時点で撤収する。
19. 観測チームリーダーは、調査区の位置、実験内容、採集資料など将来来訪する研究者  
に有益な情報をまとめ、そのコピーを基地に備え、かつセンターに提出する。

## 野外行動の安全

20. 野外行動を行うチームメンバーは、KBや UNIS (The University Centre in Svalbard) が実施しているホッキョクグマに対する安全講習を受けることを強く勧める。
21. 遠く離れた野外行動は、原則として 2 人以上のパーティで実施されるべきである。単独行動は観測チームリーダーの裁定によってのみ許される。学生のみ単独野外行動は原則として許可しない。
22. 野外行動には十分な装備、衣類、非常食、watch man 直通のトランシーバーを携帯しなくてはならない。

## 車両の運用

23. ニーオルスンにおいて車両の使用を希望する観測チームは、事前にセンターに申し出なくてはならない。
24. 観測チームリーダーは、車両運用の責任者となる。
25. 観測チームリーダーは、事情により別のチームメンバーをドライバーに定めることができる。ドライバーは、運転車両の免許を有し、万一の場合にも責任を取ることができる者とする。
26. ドライバーは車両の使用期間中、watch man 直通のトランシーバーを携行する。
27. ドライバーは車両運行終了後、自動車運転日誌に所要事項を記載し、観測チームリーダーを通してセンターへ報告する。使用中の一切の破損、故障については、当該者の責任において復旧する。使用開始時の状況について連絡がない限り、その時点で破損や故障が生じていなかったものとみなす。
28. 車両の使用期間中に燃料を給油した場合は、観測チームリーダーが給油した日付、給油量、燃料の種類をセンターへ報告する。

## ライフル銃・信号弾の安全使用・管理

29. ライフル銃の使用は、KB もしくは UNIS で事前に訓練を受けた者に限られる。
30. ライフル銃は、訓練を除いては、危険な動物を避けたり、ねらい撃つ以外の目的で使用してはならない。
31. ライフル銃・信号弾の使用・管理に当たっては、観測チームリーダーの許可を得て、使用者が責任を持つ。使用前・使用後は、使用状況を観測チームリーダーに報告する。この時、使用者名、日時および弾丸の数を記録簿に記載すること。
32. 学生がライフル銃を携帯・使用することは原則として認めない。ただし、ホッキョクグマに襲われた際、同行者に何らかの問題が発生し、ライフル銃を使用出来る状況になく、当該学生が事前にライフル銃の訓練を受けている場合はこの限りではない。
33. ライフル銃を使用する観測チームの責任者は、ライフル銃と弾丸を別々にセーフティキャビネットに入れ、適切に管理する。

34. ニーオルスン中心部にてライフル銃および信号弾を携帯中および保管中は、ライフル銃および信号弾から弾丸を抜き取る。ニーオルスン中心部から離れる際には、ライフル銃および信号弾に弾を込める。ニーオルスン中心部に戻る際は、弾丸を抜き取らなければならない。建物、乗り物、船に戻る前にライフル銃および信号弾の弾丸が抜き取ってあるかを必ず確認する。

#### ニーオルスン基地の利用

35. 基地常備の消耗品（食料を含む）を使用した場合は、使用した品目・数を観測チームリーダーがまとめ、センターへ報告する。
36. 基地常備の設備備品が故障・破損した場合は、経緯・状況を観測チームリーダーがまとめ、センターへ報告する。使用中の一切の破損、故障については原則当該者の責任において復旧する。
37. 基地内の電話の私的利用は基本的に認めない。使用した際には、使用日時、通話時間を通話記録簿に記入し、観測チームリーダーに報告する。観測チームリーダーは全チームメンバーの通話記録をセンターに報告する。
38. 観測チームは、基地の節電・整理・整頓に努める。

#### 規約の改正

39. 本規約は必要に応じてセンターで検討し、改正を行う。

#### (改正履歴)

1995 年 4 月 1 日制定  
1999 年 11 月 22 日改正  
2009 年 9 月 27 日改正  
2010 年 12 月 22 日改正  
2013 年 3 月 22 日改正  
2017 年 8 月 25 日改正  
2018 年 2 月 20 日改正  
2019 年 5 月 8 日改正